

職員からの苦情相談

人事委員会では、職員からの勤務条件その他の職場における悩みや苦情について広く相談に応じております。

(県民の方からの沖縄県に対するご意見等は、声の広場(「県へのご提言・ご意見」「意見募集(パブリック・コメント)」)にお寄せください。)

電話による相談



098-866-2120 (直通)

「職員からの苦情等の相談」である旨を初めにお知らせください。

面談による相談



事前に電話又はメール(kujyou-soudan@pref.okinawa.lg.jp)等による予約が必要です。

※相談日時：月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く)

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

○相談対象職員

苦情相談することができるのは、沖縄県や市町村(那覇市を除く)、一部事務組合及び広域連合における一般行政職員、教員、警察・消防職員の方です(条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員、再任用職員及び会計年度任用職員を含む)。

※地方公営企業職員(病院事業局、水道局等職員)、現業職員及び特別職(嘱託員等)の方は、対象外となります。

○相談の内容

職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服务等の人事管理全般に関するもののほか、職場におけるいじめや嫌がらせ、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩み事や苦情等について相談に応じています。

- 相談例
- ・ 休暇を認めてもらえない。
 - ・ いじめを受けている。
 - ・ 辞職を強要されている。

※離職した職員は、離職又は再任用に関する内容に限り、相談を行うことができます。

○相談方法

電話、面談のうち、都合のよい方法で相談できますが、面談は事前予約が必要です。

※手紙や電子メール等による相談は、十分な意思疎通を図ることができない恐れがあるため、電話、面談による相談が困難な場合にのみ対応しております。

※原則として、本人以外の代理人や職員団体を通じての相談には応じておりません。

○相談への対応

- ・ 人事委員会事務局の職員相談員が、相談者の苦情や抱えている悩み事等の内容に応じて制度の説明やアドバイス等を行います。また、場合によっては、相談者の了解の下に、任命権者へ相談内容を伝達し、必要に応じ、事実関係の調査等を求める等の方法により、相談に係る問題解決の支援を図ります。

ただし、相談内容が任命権者の専権事項である人事や予算などの管理運営事項に該当する場合は、相談者への制度説明や助言などにとどまります。

- ・ 相談者からの相談内容や相談者に関すること全てについて秘密を厳守します。任命権者に照会や相談内容を伝えるときは、必ず相談者の了承を得たうえで行いますので、安心して相談ください。
- ・ 職員が苦情相談を行ったことによって、職場において不利益な取扱いを受けることがないように各任命権者に配慮義務を課しています（職員からの苦情相談に関する規則第8条）。

申し込み方法

電 話 : 098-866-2120 (直通)

電子メール : kujyou-soudan@pref.okinawa.lg.jp (苦情相談受付専用)

手 紙 : 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 人事委員会事務局職員課 (本庁舎2階)
宛先を「沖縄県人事委員会事務局職員課苦情相談宛」と記入ください。

F A X : 098-866-2541 (個人情報に留意ください。宛先は同上)

※申し込みの際は、前記に記載の相談時間内に連絡の取れる連絡先を明記してください。受付後、担当する職員相談員から、面談日時等のご連絡をいたします。